

び店舗併用住宅の住居部分の賃貸賃料に相当するものとする。

(注 意 点) 平成 12 年表において、平成 7 年表の列・行部門「6421-01、-011 住宅賃貸料」を借家と帰属家賃とに分け、「6421-01、-011 住宅賃貸料」、「6422-01、-011 住宅賃貸料(帰属家賃)」に分割。

12 運 輸

列コード	行コード	部門名称
7111-01	7111-011	鉄道旅客輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 42「鉄道業」のうち鉄道旅客輸送の活動及び細分類 4851「鉄道施設提供業」の活動を範囲とする。

なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。

(品目例示) JR、公・民営の鉄道・軌道(普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道、索道及び無軌条電車)の旅客輸送

(注 意 点) ① 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の生産額に含めない。

② 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。

③ 平成 12 年表において、平成 7 年表の行部門「7111-011 鉄道旅客輸送(JR)」と「7111-012 鉄道旅客輸送(除JR)」を統合。

(対応する ISIC) 6010 鉄道輸送業

6021 その他の定期旅客陸上輸送

列コード	行コード	部門名称
7112-01	7112-011	鉄道貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 42「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。

(品目例示) JR、民営鉄道の貨物輸送

(注 意 点) 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「7161-01、-011 貨物利用運送」部門に含める。

(対応する ISIC) 6010 鉄道輸送業

列コード	行コード	部門名称
7121-01	7121-011	バス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 43「道路旅客運送業」のうち、小分類 432「一般乗用旅客自動車運送業」及び細分類 4399「他に分類されない道路旅客運送業」を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) 乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業の旅客輸送

(対応する ISIC) 6021 その他の定期旅客陸上輸送

6022 その他の不定期旅客陸上輸送

列コード	行コード	部門名称
7121-02	7121-021	ハイヤー・タクシー

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 432「一般乗用旅客自動車運送業」及び細分類 4399「他に分類されない道路旅客運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ハイヤー・タクシー業、軽車両による旅客輸送

(注 意 点) 自動車運転代行業は「8619-09、-099 その他の対個人サービス」に含める。

(対応する ISIC) 6022 その他の不定期旅客陸上輸送

列コード	行コード	部門名称
7122-01	7122-011	道路貨物輸送(除自家輸送)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 44「道路貨物運送業」のうち、小分類 444「集配利用運送業」を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) トラック運送業(一般貨物(特別積合せ貨物含む)、特定貨物、貨物軽自動車)、軽車両などによる貨物輸送

(平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表の列・行部門「7122-01、-011 道路貨物輸送」を「道路貨物輸送(除自家輸送)」に名称変更。

(注 意 点) 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「7161-01、-011 貨物利用運送」部門に含める。

(対応する ISIC) 6023 道路貨物運送業

列コード	行コード	部門名称
7131-01P	7131-011P	自家輸送(旅客自動車)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送(マイカー輸送を除く。)を行う活動を範囲とする。

なお、貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

(注 意 点) ① 生産額は、自家用自動車輸送に要した財・サービスに係る経費の積み上げにより計算する。

ただし、自家輸送に係る人件費が「9311-000 賃金・俸給」等の部門、車検・登録・車庫証明費用が「9404-000 間接税(除関税・輸入品商品税)」部門の範囲に含まれる等、粗付加価値部門に格付けられる経費は、付加価値を計上しない仮設部門である自家輸送部門に含めず、各列部門が、直接、それぞれの粗付加価値部門に計上する。

② 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財・サービスにマトリックスで示した「自家輸送マトリックス」が付帯表として、旅客及び貨物について作成される。

列コード	行コード	部門名称
7132-01P	7132-011P	自家輸送(貨物自動車)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して貨物の輸送(マイカーを除く。)を行う活動を範囲とする。

(注 意 点) 自家輸送(旅客自動車)に同じ。

列コード	行コード	部門名称
7141-01	7141-011	外洋輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 451「外航海運業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類 4541「船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。ただし、外国の「海洋運送業」又は「船舶貸渡業」との間の用船は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入(用船料支払)分は、自部門交点に計上するものとする。以上については、他の輸送機関(「7122-01 道路貨物輸送(除自家輸送)」、「7142-01 沿海・内水面輸送」、「7151-01 航空輸送」、「7161-01 貨物利用運送」等)における事業者間の用船(用車、用機)についても同様の扱いとする。

② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「7161-01、-011 貨物利用運送」部門に含める。

(対応する ISIC) 6110 海洋・沿海水上運送業

列コード	行コード	部門名称
7142-01		沿海・内水面輸送
	7142-011	沿海・内水面旅客輸送
	7142-012	沿海・内水面貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 452「沿海海運業」及び 453「内陸水運業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 沿海旅客海運業(旅客定員12人以下の船舶によるものも含む。)の旅客輸送、沿海貨物海運業の貨物輸送、港湾旅客海運業の旅客輸送、河川水運業及び湖沼水運業の旅客・貨物輸送

(注 意 点) 日本標準産業分類の細分類 4542「内航船舶貸渡業」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので、生産額には計上しない。利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、7161-01、-011 貨物利用運送」部門に含める。

(対応する ISIC) 6110 海洋・沿海水上運送業

列コード	行コード	部門名称
7143-01	7143-011	港湾運送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 481「港湾運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般港湾運送業、港湾荷役業、はしけ運

送業、いかだ運送業

(対応する ISIC) 6301 貨物取扱業

列コード	行コード	部門名称
7151-01		航空輸送
	7151-011	国際航空輸送
	7151-012	国内航空旅客輸送
	7151-013	国内航空貨物輸送
	7151-014	航空機使用事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 46「航空運輸業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 航空運送業による国際・国内の旅客・貨物輸送、航空機使用事業（薬剤散布、航空写真撮影等）

(注意点) 利用運送業及び運送取扱業の行う活動は、本部門に含めず、「7161-01、-011 貨物利用運送」部門に含める。

(対応する ISIC) 6210 定期航空運送業
6220 不定期航空運送業

列コード	行コード	部門名称
7161-01	7161-011	貨物利用運送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 444「集配利用運送業」及び小分類 482「貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）」の活動を範囲とする。

(品目例示) 利用運送業（第一種利用運送業）、集配利用運送業（第二種利用運送業）、運送取扱業（平成 12 年表からの変更点）

平成 12 年表の列・行部門「7161-01、-011 貨物運送取扱」を「貨物利用運送」に名称変更。

(注意点) 本部門の生産額は、他部門との貨物運賃の重複計上を避けるため、運賃・料金収入から実運送機関への支払い運賃・料金を控除したものとする。

(対応する ISIC) 6023 道路貨物運送業
6301 貨物取扱業
6309 その他の輸送代理店業

列コード	行コード	部門名称
7171-01	7171-011	倉庫

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 47「倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

(品目例示) 普通倉庫業（野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、トランクルームを含む。）、冷蔵倉庫業、水面倉庫業、農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

(注意点) 自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが、協同組合倉庫については営業倉庫と同様の料金徴収が行われていることから、本部門の活動範囲とする。

(対応する ISIC) 6302 貯蔵・倉庫業

列コード	行コード	部門名称
7181-01	7181-011	こん包

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 484「こん包業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業

(注意点) 自家こん包活動については、各部門におけるこん包(包装)資材の投入として扱い、本部門には含めない。

(対応する ISIC) 6309 その他の輸送代理店業

列コード	行コード	部門名称
7189-01	7189-011	道路輸送施設提供

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 485「運輸施設提供業」のうち道路輸送に係るもの及び小分類 693「駐車場業」から自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置される駐車場を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、日本標準産業分類の細分類 4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、有料駐車場

(注意点) ① レンタカー及びリースカーは「8513-01、-011 貸自動車業」に含める。
② 駐車場のうち路上駐車場は必要な量の路外駐車場の整備がなされるまでの暫定的な措置とされていること、公安委員会が設置するパーキングメータ及びチケットは道路を有効に使用するための駐車時

間規制を目的としていることから、本部門に含めず、「8112-01、-011 公務（地方★★）」の範囲とする。

(対応する ISIC) 6303 その他の運輸に附帯するサービス業

列コード	行コード	部門名称
7189-02	7189-021	水運施設管理★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4855「棧橋泊きよ業」、4854「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役棧橋設備等の港湾関係分、小分類 361「上水道業」のうち船舶給水業及び小分類 489「その他の運輸に附帯するサービス業」のうち海上保安部、航路標識事務所、海上交通センター等による水路情報提供活動を範囲とする。

(品目例示) 港湾・漁港の管理、水路情報の提供

(注意点) ① 埠頭公社等が港湾区域内で行う一部施設の管理活動も本部門の範囲とする。

② とん税及び特別とん税については、本来、入港外航船の船長又は運航者が直接、税関に納付するものであるが、外洋輸送が港湾施設を使用する際のコストであるため、同部門が本部門を投入するものとし、本部門の経費として間接税に計上することで、生産額に含める。

同様に、運河通行税及び灯台税についても、本部門の範囲とするが輸入のみである。

(対応する ISIC) 4100 水収集・浄化・供給業
6303 その他の運輸に附帯するサービス業

列コード	行コード	部門名称
7189-03	7189-031	その他の水運付帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち、検数業、検量業、運輸鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、網取業、曳船業の活動を範囲とする。

(品目例示) 水先、検数、検量、鑑定、サルベージ

(対応する ISIC) 6303 その他の運輸に附帯するサービス業

列コード	行コード	部門名称
7189-04	7189-041	航空施設管理(国営)★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4856「飛行場業」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体の行う空港（第一種、第二種及び第三種）、公共用ヘリポートの管理活動及び小分類 489「その他の運輸に附帯するサービス業」に相当する範囲のうち、航空交通管制活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理、航空交通管制

(注意点) 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は「7189-05、-051 航空施設管理(産業)」に計上する。

(対応する ISIC) 6303 その他の運輸に附帯するサービス業

列コード	行コード	部門名称
7189-05	7189-051	航空施設管理(産業)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 4856「飛行場業」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体以外を行う活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理

(注意点) 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)はすべて本部門に計上する。

(対応する ISIC) 6303 その他の運輸に附帯するサービス業

列コード	行コード	部門名称
7189-06	7189-061	その他の航空付帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 489「その他の運輸に附帯するサービス業」のうち航空交通管制活動以外の、航空輸送に付帯する活動(機内飲食物売上、運航サービス、乗客の乗降及び積み卸しに係る空港内の活動、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に付帯した役務等)を範囲とする。

(品目例示) 航空機給油施設提供、利便施設提供、供給施設提供

(注意点) 空港ターミナルビル等は「6411-02、-021 不動産賃貸業」に、空港外にわたる送迎バ

スは「7121-01、-011 バス」に、給油（燃料販売）は「商業」に、航空機整備は「3622-10、-101 航空機修理」にそれぞれ含める。
 (対応する ISIC) 6303 その他の運輸に附帯するサービス業

列コード	行コード	部門名称
7189-09	7189-099	旅行・その他の運輸付帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 831「旅行業」、483「運送代理店」、細分類 4891「海運仲立業」及び 4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち観光協会等の行う活動を範囲とする。
 (品目例示) 旅行業、運送代理店、海運仲立業等の取扱
 (注 意 点) 本部門は、運輸業のうち他の部門に属さない産業が含まれる。
 (対応する ISIC) 6303 その他の運輸に附帯するサービス業
 6304 旅行代理店、旅行オペレータ・他に分類されない旅行者支援活動

13 情報通信

列コード	行コード	部門名称
7311-01	7311-011	郵便・信書便

(担当府省庁) 総務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 371「信書送達業」の活動及び 781「郵便局」のうち、郵便に係る活動を範囲とする。
 (品目例示) 通常郵便物、小包郵便物、信書便
 (平成 12 年表からの変更点) 民間事業者による信書送達の活動を追加し、平成 12 年表の列・行部門「7311-01、-011 郵便」を「郵便・信書便」に名称変更。
 (注 意 点) 郵便に係る総務本省、日本郵政公社及び地方郵政局等の活動も本部門に含める。
 (対応する ISIC) 6411 国営郵便業
 6412 国営郵便業以外の文書・小荷物配達業

列コード	行コード	部門名称
7312-01	7312-011	固定電気通信

(担当府省庁) 総務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 372「固定電気通信業」のうち細分類 3723「有線放送電話業」を除いた活動のうち、自ら電気通信回線設備を設置して、電気通信サービスを提供する活動を範囲とする。
 (品目例示) 電話、電信、電報、専用等
 (注 意 点) ① 平成 12 年表において、平成 7 年表の「7312-01、-011 国内電気通信（除移動通信）」と「7312-03、-031 国際電気通信」を統合し、それを「固定電気通信」と「その他の電気通信」に分割。
 ② 官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含めない。
 (対応する ISIC) 6420 通信業

列コード	行コード	部門名称
7312-02	7312-021	移動電気通信

(担当府省庁) 総務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 373「移動電気通信業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 携帯電話、PHS、衛星携帯電話、無線呼出し、船舶電話等
 (注 意 点) 平成 12 年表において、平成 7 年表の「7312-02、-021 移動通信」を「移動電気通信」に名称変更。
 (対応する ISIC) 6420 通信業

列コード	行コード	部門名称
7312-03	7312-031	その他の電気通信

(担当府省庁) 総務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 372「固定電気通信業」のうち細分類 3723「有線放送電話業」を除いた活動のうち、自らは電気通信回線設備を設置しないで回線を借りる形で、電気通信サービスを提供する活動を範囲とする。
 (品目例示) インターネット接続サービス、音声蓄積サービス、ファックス蓄積サービス等
 (平成 12 年表からの変更点) 平成 12 年表の列・行部門「7312-03、-031 その他の電気通信」の品目例示のうちサー